

農家、農業法人の皆様へ

おいらせ町では、新型コロナウイルス感染症の影響により休職等を余儀なくされた町民等の生活の支援と、農業者の労働力不足の解消及び経営の安定により、農業の持続的な発展を図るための補助制度を創設しました。

～補助金額が増額、交付対象期間が延長されました！～

－事業概要－

休職・自宅待機等になった町民等を
農業生産現場等で受け入れた際の
賃金の一部を支援します

補助事業者

町民又は町内に通勤・通学している方（下記参照※）を臨時作業員として新たに雇用した、町内の農業者・農業法人等

ただし、事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を受けていると認められた場合は、町外の方を雇用した場合も、補助対象となります。

- ※新型コロナウイルス感染症の影響により
- ◇一時休職中で雇用主から副業が認められた方
 - ◇業績悪化等で解雇された方
 - ◇大学生等で、飲食店等でのアルバイトが制限された方
 - ◇その他、職業安定上の課題がある方

補助金額

1日あたりの賃金実支出額の5分の4（上限6,400円）
1補助事業者あたり1,080,000円を上限とします

交付対象期間

令和2年4月1日から令和3年1月31日まで
（申請期限：令和3年2月26日まで）

お問い合わせ先

おいらせ町 農林水産課 TEL：0178-56-4279（直通）